

「ひとり親家庭就業サポート講座」実施業務
優先交渉権者の選考方法

1 優先交渉権者の選考方法および得点配分について

(1) 優先交渉権者の選考方法

ア 優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考については、次の2つの評価分類を指標とする。

- ・ 技術点 「提案書記載項目等一覧（別紙2）」に基づく提案内容から評価
- ・ 価格点 「見積書（様式9）」に記載された金額（税込）から評価

「2 技術点、価格点の採点方法」において定める採点方法により算出する。各選考審査委員の技術点の合計平均点（小数点以下第2位を四捨五入）と価格点を合計した得点が最も高い者を優先交渉権者として選考し、次に高い者を次点交渉権者として選考する（ただし、交渉権者となるには、技術点の合計平均点が54点以上でなければならない）。

イ 最高得点者が2者以上あった場合の優先交渉権者の決定方法

最高得点者が2者以上あった場合は、技術点の合計平均点が上位の者を優先交渉権者とする。技術点で決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

(2) 評価分類の配点（技術点、価格点の配分）

評価の点数については、合計100点満点とし、得点配分については【表1 評価分類の配点】のとおりとする。

【表1 評価分類の配点】

合 計 点 100点	技術点	90点
	価格点	10点

2 技術点、価格点の採点方法

(1) 技術点の採点方法

「提案書記載項目等一覧（別紙2）」に記載した各項目により、提案内容の評価を行う。なお、各項目の採点にあたっては、【表2 企画提案書評価の判断基準】に基づき、0点から5点の6段階による評価を行い、【算出方法1 技術点】の計算式により技術点を算出する。

【表 2 企画提案書評価の判断基準】

評 価 点	判 断 基 準
5 点	具体的かつ効果的であり、特に優れた内容である。
4 点	具体的であり、効果の期待できる内容である。
3 点	平均的な内容である。
2 点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。
1 点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。
0 点	指定した記述項目が網羅されていない、又は網羅されていても不適切な記述内容である。

【算出方法 1 技術点】

「技術点」＝（ 評価点 ／ 5 点 ） × 各評価項目のウェイト

⇒ 上記計算を各項目でそれぞれ算出し、その総和を技術点とする。

(2) 価格点の採点方法

「公募型プロポーザル実施要項」の「2 業務の概要（5）委託上限額」に記載した上限額を基に、「見積書（様式 9）」に記載された金額（税込）の評価を行う。

なお、価格点の採点にあたっては、【算出方法 2 価格点】の計算式により算出する。

【算出方法 2 価格点】

提出された見積書の金額を次の計算により算出し、点数が 10 点以上の場合は一律 10 点とする。

$$\text{価格点} = \left[\frac{3,200,000\text{円} - \text{見積金額}}{320,000\text{円}} \right] \times 10\text{点}$$

〔小数点以下第 2 位を四捨五入〕